

令和7年度

公の施設の指定管理者監査報告書

三田市監査委員

三 監 第 200 号
令 和 8 年 3 月 27 日

三 田 市 長 田 村 克 也 様

三 田 市 監 査 委 員 竹 本 昌 弘

同 増 田 豊

公の施設の指定管理者監査報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者に対する監査を実施しましたので、同条第9項及び第10項の規定に基づきその結果に関する報告書を提出します。

令和7年度 公の施設の指定管理者監査報告書

第1 監査の種別

公の施設の指定管理者監査（地方自治法第199条第7項）

第2 監査の対象

次に掲げる公の施設の指定管理者に対する主として令和6年度の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行及びこれに対する指定管理業務に係る所管部署を監査の対象としました。

(1) 公の施設の名称等

ア 三田市障害児療育センター

- ・指定管理者：公益財団法人ひょうご子どもと家庭福祉財団
- ・所管部署：健康福祉部障害福祉課

イ 三田市総合福祉保健センター

- ・指定管理者：社会福祉法人 三田市社会福祉協議会
- ・所管部署：健康福祉部健康増進課

第3 監査の目的と範囲

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、「民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図る」という指定管理者制度の趣旨に沿い、適正で効率的かつ効果的に行われているかについて、証ひょう書類等を突合する等監査手続を通じて検証することを目的としました。

第4 監査事務の引継ぎ

監査の期間中に識見監査委員の就退任があり、前任者 島 康雄 監査委員（令和7年12月24日退任）が行った監査事務は、後任者 増田 豊 監査委員（令和7年12月25日就任）が引き継ぎました。

第5 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を下記のとおり設定しました。

(1) 指定及び基本協定が適切になされないリスク

（所管部署関係）

ア 指定管理者の指定及び基本協定の締結は、関係法令等及び三田市指定管理者制度事務手引き（公共施設マネジメント推進課 平成31年3月改正）に基づき適正・公正に行われているか。

イ 基本協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

(2) 所管部署において公の施設の設置者としての責任が十分に果たせないリスク

(所管部署関係)

- ア 年度協定及び変更協定の締結並びに支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- イ 指定管理者に対する監督・指導は適切に行われているか。
- ウ 指定管理者制度モニタリング実施マニュアル【改訂版】(公共施設マネジメント推進課 令和4年2月)に基づきモニタリングを適切に実施しているか。

(3) 指定管理者による公の施設の管理が適切になされないリスク

(指定管理者関係)

- ア 施設は関係法令等の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。
- イ 基本協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金又は使用料の取扱いは適正に行われているか。
- エ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- オ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。
- カ 市長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。
- キ 自主事業等を実施する場合は、基本協定等に基づき適正に実施されているか。
- ク その他

第6 実施した手続の内容

監査の実施に当たっては、関係資料の提出を求め、点検・照合するとともに、これまでの監査、検査、審査の結果を踏まえ、必要に応じて関係職員(所管部署及び指定管理者)からの説明の聴取を実施しました。

これらの実施に当たっては、三田市監査基準に基づき行うものとし、監査の着眼点毎に、内部統制の整備状況及び運用状況の確認の観点から監査手続を試査により実施するとともに、リスクの程度に応じ、試査により実証的監査手続を実施しました。

第7 監査の期間

令和7年10月28日から令和8年3月26日まで

第8 監査の結果

公の施設の指定管理者に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正に執行されていると認められました。

また、事務処理の一部において見受けられた軽微な誤り等については、口頭で指導しました。

なお、これらの事項は、監査開始時点のものです。

1 三田市障害児療育センター

(1) 指定管理者

名 称：公益財団法人ひょうご子どもと家庭福祉財団
兵庫県神戸市中央区中山手通5丁目1番1号
指定期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(2) 施設の概要及び利用状況

ア 施設の概要

- (ア) 名 称 三田市障害児療育センター
(イ) 所在地 三田市井ノ草808番地
(ウ) 概 要
- ・竣 工 平成10年3月
 - ・構 造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 1階建
 - ・面 積 敷地：4,448.92 m² 建築：951.38 m²
 - ・施設内容 事務室、調理室、保護者室、沐浴室、遊戯室、保育室1～4、相談室、言語・聴力訓練室、ムーブメントセラピー室、理学療法室、感覚統合療法、倉庫、玄関ホール、園児用便所・職員用便所等

イ 施設の利用状況（令和6年度実績）

- (ア) 利用件数： 5,447件
(イ) 利用人数： 71人
(ウ) 事業参加人数：640人

※事業＝保育所等訪問支援事業、障害児相談支援

(3) 指定管理者が行う業務の範囲（令和3年2月19日締結の三田市障害児療育センター指定管理者基本協定書（以下「基本協定書」という。）による。）

- (ア) 条例第3条の規定に基づく療育センターにおける次の事業の実施に関する業務
- ① 児童発達支援事業
 - ② 保育所等訪問支援事業
 - ③ 障害児相談支援
 - ④ 計画相談支援・基本相談支援
- (イ) 条例第10条の規定に基づく利用料金の徴収に関する業務
(ウ) 療育センター並びにその附帯施設及び備品等の維持管理に関する業務
(エ) その他、療育センターの設置目的を達成するため甲が必要と認める業務

※「条例」＝三田市障害児療育センター条例

(4) 指定管理料の状況

(単位：千円)

令和6年度	令和5年度	令和4年度
72,700	72,700	72,700

2 意見事項

今回の監査において指摘となる事項はないものの、次のとおり意見を付します。

(1) 施設の適切な運営について

当該施設については、障害児の日常生活における基本的な動作の習得や自立のために必要な知識と技能の習得、集団生活への適応訓練などの支援を行うことを目的に平成10年に開設し、平成18年度には指定管理者制度の導入が行われました。

施設に対する運営状況では、年間利用件数は5,000件超、年間利用者数も70人超となっており、また、令和6年度実施の保護者アンケートの結果では、保護者の88%以上が満足しているとの結果を鑑みると、当該施設の運営は概ね適切に行われていると考えられます。

については、今後も当該施設が、利用者や保護者及び関係者にとって有益な施設として運営されるよう、更なる充実に向けて取り組んでください。

3 三田市総合福祉保健センター

(1) 指定管理者

名 称：社会福祉法人 三田市社会福祉協議会
兵庫県三田市川除 675 番地

指定期間：令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(2) 施設の概要及び利用状況

ア 施設の概要

- (ア) 名 称 三田市総合福祉保健センター
- (イ) 所在地 三田市川除 675 番地
- (ウ) 概 要
- ・開設年月 平成 8 年 4 月
 - ・構 造 鉄筋コンクリート造 地上 3 階 一部地下 1 階
 - ・面 積 敷地：15,375 m² 建築：3,090 m²
 - ・施設内容 保健センター事務所
地域包括支援センター
高齢者デイサービスセンター
身体障害者デイサービスセンター
障害者基幹相談支援センター
障害者生活支援センター
障害者就業支援センター
精神障害者支援センター
権利擁護・成年後見支援センター
多目的ホール、会議室、研修室その他の施設

イ 施設の利用状況（令和 6 年度実績）

(ア) 有料施設

利用件数： 4,238 件

利用者数： 78,126 人

稼働率： 34%

(イ) その他施設

利用人数： 5,802 人（ギャラリー）

利用人数： 28,762 人（多目的ホール）

(3) 指定管理者が行う業務の範囲（令和 3 年 2 月 9 日締結の三田市総合福祉保健センター指定管理者基本協定書（以下「基本協定書」という。）による。）

- (ア) 条例第4条及び第5条の規定に基づく利用の許可及び不許可に関する業務
- (イ) 条例第9条の規定に基づく利用条件の変更もしくは利用の停止又は利用許可の取消しに関する業務
- (ウ) 条例第6条の規定に基づく利用料金の徴収、条例第7条に基づく利用料金の減免及び条例第8条の規定に基づく利用料金の返還に関する業務
- (エ) 自主事業
- (オ) センター並びにその附帯施設及び備品等の維持管理に関する業務。なお、条例第3条第1項第1号から第9号に掲げる施設の附帯施設及び設備等の維持管理業務は指定管理者の業務範囲内とし、事業実施については指定管理者の業務範囲外とする。また、ここでいう附帯施設及び設備の維持管理とは、建築物の清掃・保守点検、消耗品（電球、トイレ用品など）、建築設備の維持管理、環境衛生管理及び保安警備業務等をいう。
- (カ) その他、センターの設置目的を達成するため甲が必要と認める業務
※「条例」＝三田市総合福祉保健センター条例

(4) 指定管理料の状況

(単位：千円)

令和6年度	令和5年度	令和4年度
55,627	55,630	55,627

4 意見事項

今回の監査において、指摘となる事項はないものの、次のとおり意見を付します。

(1) 施設の適切な運営について

当該施設については、市民の福祉の向上と地域福祉活動の促進を図り、併せて市民の健康づくりを推進するため平成8年に開設し、平成18年度には指定管理者制度の導入が行われました。

施設に対する運営状況では、年間利用件数は4,000件超、年間利用者数も70,000人超となっており、また、令和6年度実施の利用者満足度調査結果では、利用者の90%以上が満足しているとの結果を鑑みると、当該施設の運営は概ね適切に行われていると考えられます。

については、さらなる利用者の増加を図り、福祉活動・健康づくりの拠点として市民が安全かつ快適に利用できるよう引き続き取り組んでください。